

小規模事業者持続化補助金について

◆事業の概要

※詳細は(https://r1.jizokukahojokin.info/files/8915/8796/3000/koubo_r1_ver4.pdf)をご覧ください。

◆補助対象者

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる「小規模事業者」及び、一定の要件を満たした特定非営利活動法人

この「令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金〈一般型〉」において、受付締切日の前10か月以内に、先行する受付締切回で採択・交付決定を受けて、補助事業を実施した(している)者でないこと(共同申請の参画事業者の場合も含みます)。

小規模事業者の定義

業種	人数
商業・サービス業(宿泊・娯楽業除く)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

「商業・サービス業」、「宿泊業・娯楽業」、「製造業その他」の考え方

区分	考え方
商業・サービス業	◇他者から仕入れた商品を販売する(=他者が生産したモノに付加価値をつけることなく、そのまま販売する)事業 ◇在庫性・代替性のない価値(=個人の技能をその場で提供する等の流通性がない価値)を提供する事業 ※自身で生産、捕獲・採取した農水産物を販売するのは「商業・サービス業」ではなく「製造業その他」に分類

宿泊業・娯楽業	<p>◇宿泊を提供する事業(また、その場所で飲食・催事等のサービスを併せて提供する事業も含む)＜日本標準産業分類:中分類75(宿泊業)＞</p> <p>◇映画、演劇その他の興行および娯楽を提供する事業、ならびにこれに附帯するサービスを提供する事業＜日本標準産業分類:中分類80(娯楽業)＞</p>
製造業	<p>◇自者で流通性のあるモノ(ソフトウェアのような無形の商品や無形の価値を含む)を生産する事業</p> <p>◇他者が生産したモノに加工を施したりするなどして、更なる価値を付与する事業(在庫性のある商品を製造する事業)</p>
その他	「商業・サービス業」、「宿泊業・娯楽業」、「製造業」の定義に当てはめることが難しい事業(建設業、運送業等)や、区分が異なる複数の事業を営んでいるなど判断が難しい事業

補助対象者の範囲

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<p>◇会社および会社に準ずる営利法人</p> <p>(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合)</p> <p>◇個人事業主(商工業者であること)</p> <p>◇一定の要件を満たした特定非営利活動法人(※)</p> <p>(1)法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っていること</p> <p>(2)認定特定非営利活動法人でないこと</p>	<p>◇医師、歯科医師、助産師</p> <p>◇系統出荷による収入のみである個人農業者(個人の林業・水産業者についても同様)</p> <p>◇協同組合等の組合(企業組合・協業組合を除く)</p> <p>◇一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人</p> <p>◇申請時点で開業していない創業予定者(例えば、既に税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日より後の場合は対象外)</p> <p>◇任意団体 等</p>

※注:特定非営利活動法人は、以下の要件を満たす場合に限り、補助対象者となり得ます。なお、同要件を満たす特定非営利活動法人の「常時使用する従業員の数」の適用業種は「その他」として、「製造業その他」の従業員基準を用います。

◆対象となる事業

策定した「経営計画」に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する、地道な販路開拓等(生産性向上)のための取組であること。

あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。

《補助対象となり得る取組事例》

(1)地道な販路開拓等(生産性向上)の取組について

- ・新商品を陳列するための棚の購入 … 【①機械装置等費】
- ・新たな販促用チラシの作成、送付 … 【②広報費】
- ・新たな販促用PR(マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告) … 【②広報費】
- ・新たな販促品の調達、配布 … 【②広報費】
- ・ネット販売システムの構築 … 【②広報費】
- ・国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加 … 【③展示会出展費】
- ・新商品の開発 … 【⑤開発費】
- ・新商品の開発にあたって必要な図書を購入 … 【⑥資料購入費】
- ・新たな販促用チラシのポスティング … 【⑦雑役務費】等
- ・国内外での商品PRイベント会場借上 … 【⑧借料】
- ・ブランディングの専門家から新商品開発に向けた指導、助言 … 【⑨専門家謝金】
- ・新商品開発に伴う成分分析の依頼 … 【⑫委託費】
- ・店舗改装(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。) … 【⑬外注費】

※「不動産の購入・取得」に該当するものは不可。

(2)業務効率化(生産性向上)の取組について

【「サービス提供等プロセスの改善」の取組事例イメージ】

- ・業務改善の専門家からの指導、助言による長時間労働の削減・・・【⑨専門家謝金】
- ・従業員の作業導線の確保や整理スペースの導入のための店舗改装・・・【⑬外注費】

【「IT利活用」の取組事例イメージ】

- ・新たに倉庫管理システムのソフトウェアを購入し、配送業務を効率化する・・・【①機械装置等費】
- ・新たに労務管理システムのソフトウェアを購入し、人事・給与管理業務を効率化する・・・【①機械装置等費】
- ・新たにPOSレジソフトウェアを購入し、売上管理業務を効率化する・・・【①機械装置等費】
- ・新たに経理・会計ソフトウェアを購入し、決算業務を効率化する・・・【①機械装置等費】

◆補助対象経費

- ①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、
⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、
⑪設備処分費(補助対象経費総額の1/2が上限)、⑫委託費、⑬外注費

※次の(1)～(3)の条件をすべて満たすものが、補助対象経費となります。

- (1)使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- (2)交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費
- (3)証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

◆補助率・補助額

・補助率 補助対象経費の2/3以内

・補助上限額 50万円

- 75万円以上の補助対象となる事業費に対し、50万円を補助します。
- 75万円未満の場合は、その2/3の金額を補助します。

*ただし、

(1)①「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者、

②法人設立日が2020年1月1日以降である会社(企業組合・協業組合を含む)、

または税務署に提出する開業届に記載されている開業日が2020年1月1日以降である個人事業主については、

補助上限額が100万円となります。

・150万円以上の補助対象となる事業費に対し、100万円補助します。

・150万円未満の場合は、その2/3の金額を補助します。

(2020年4月27日更新)

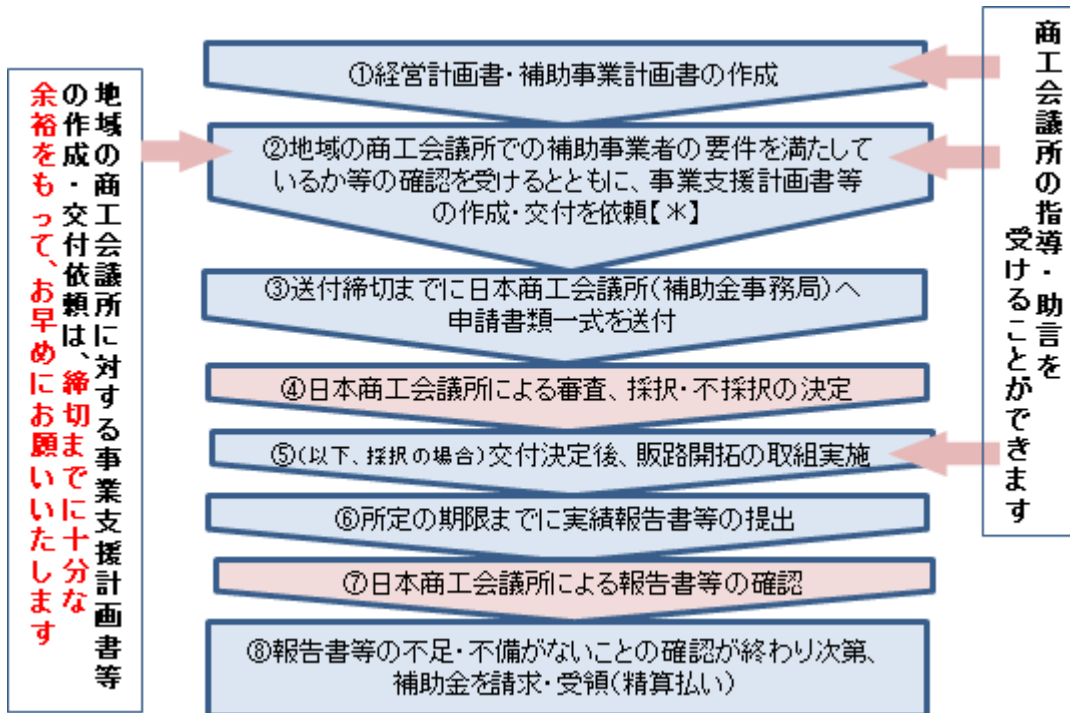
(2)複数の小規模事業者等が連携して取り組む共同事業の場合は、

補助上限額が「1事業者あたりの補助上限額」×「連携する小規模事業者等の数」の金額となります。

(ただし、500万円を上限とします。)

(3)上記(1)と(2)の併用は可能です。(その場合でも、補助上限額は500万円を上限とします)

◆申請から補助金受領までの基本的な手続きの流れ



【*】本事業の趣旨から、社外の代理人のみでの、地域の商工会議所への相談や「事業支援計画書」の交付依頼等を行うことはご遠慮ください。

※新型コロナウイルス感染症加点(間接的な影響(売上減少))を希望する場合は、

市区町村が交付する「売上減少の証明書」等が必要です。

※事業承継加点の付与を希望する場合は、事業承継診断票(地域の商工会議所が作成・交付)も必要です。

◆補助事業終了後の実績報告書等の提出

補助金の採択・交付決定を受け補助事業を実施した終了後は、補助事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書および

支出内容のわかる関係書類等を、定められた期日までに補助金事務局に提出しなければなりません。